

平成十八年四月二十一日受領  
答弁第二一九号

内閣衆質一六四第二一九号

平成十八年四月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出個人情報と外務省の国会答弁の関係等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出個人情報と外務省の国会答弁の関係等に関する質問に対する答弁書

一について

第六十四回国会における御指摘の事例としては、「ライス国務長官」、「齋賀富美子」等の個人の氏名に言及した、平成十八年一月二十七日の衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における麻生外務大臣による答弁や、衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に関する第三回質問に対する答弁書（平成十八年三月二十二日内閣衆質一六四第一四〇号）の二について及び三についてがある。

二及び三について

御指摘の「場合」における個別具体的な事情が明らかでないこと等から、外務省として一概にお答えすることは困難である。

四について

いわゆる「国民の知る権利」については、十分尊重されるべきものと認識している。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）については、その誠実な執行に努めているところである。

## 五について

御指摘の「何らかのガイドライン」等の意味が必ずしも明らかではないが、四について述べたとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律については、その誠実な執行に努めているところである。